

一七 専守防衛

一 我が国の防衛の基本的な方針を端的に表す言葉で、平成一二年版の「日本の防衛」によれば、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいう」とされている。

二 専守防衛の具体的内容としては、個別的自衛権の範囲内であること、外国に脅威を与えるような侵略的・攻撃的兵器を持たないこと、小規模ないわば局所的な侵略に対抗して独力で対抗し得る装備を持つことであり、それにより、我が国の領土、領空、領海を守りぬくことをいうと考えられている。

なお、このような防衛力であれば、他国に対して侵略的脅威を与えるようなことはあり得ないと考えられている。

(参考資料)

○平成三年度以降の防衛計画の基本的考え方について(平成二年一月二十九日 閣議決定)

(防衛の基本方針)

1 我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところである。

(以下略)

(国会答弁例)

〔衆・内閣委 昭四六・四・二八〕
久保防衛庁防衛局長 答弁

○加藤(陽)委員・・・専守防衛国家という考え方は、国連憲章の五十一条の自衛権及び砂川判決において最高裁判所が示した国際法上の自衛権、これを全部包括している観念か。という意味は、自衛権の範囲と専守防衛の範囲というものはびったり一緒だと思っていいかどうかというお尋ねなんです。

○久保政府委員 国際法上も自衛権は一応認められているということになっておりますが、そういう意味での自衛権が一体どういう範囲であるかということは必ずしも明確ではないと思えます。ただし、先ほど御指摘になりました国連憲章の五十一条によりますと、個別的自衛権と集団的自衛権があります。日米安保体制の場合に、日本の立場では個別的自衛権であり、アメリカの場合は集団的自衛権であるというふうに説明をされております。したがって、日本については片務条約であるといわれますけれども、アメリカに対して支援するという形はとり得ないということに、憲法上のたてまえからなっておりますので、憲章でいう自衛権のうち集団的自衛権がないことは明白であります。そこで、それでは個別的自衛権の中で専守防衛との関連はどうであるかという問題が出てこようかと思えます。ここで個別的自衛権の範囲というものは必ずしも明瞭でないというふうに申しましたが、私どもの印象といたしましては、専守防衛という用語が必ずしも国際的ではないかもしれません。あるいは国際法上のことばとしては観念されないかもしれませんが。しかしながら実体的に申しますと、自衛権の中でも、憲法の解釈が最小限度の範囲内においてというふうになっておりますように、一般でいう自衛権よりもさらに狭く、わが国土の周辺のみを守るといふ観念を非常に強く打ち



出した思想ではなからうか。それで自衛権の中でも必要最小限度というのと専守防衛というのとほぼイコールに考えてもよろしいのではないかという感じがいたします。

〔参・外交・総合安保特別委 昭六一・四・二三〕
中 曾 根 内 閣 総 理 大 臣 答 弁

○堀江正夫君 ……次に、我が防衛政策の基本であります専守防衛について若干お伺いしたいと思います。この用語は、総理が防衛庁長官のときつくられたものであります。総理が防衛庁長官のときつくられたこの専守防衛の意味については、四十五年に初めて出されました防衛白書の中ではっきりと書かれております。時間の関係上、私はその内容を要約して申し上げますと、万一の場合は戦略守勢によって国土防衛に徹する、したがって保有する防衛力の質も量も、さらにこれを運用する場合も自衛の範囲に限る、こういったものでございます。……

以上、従来の政府の具体的な見解の幾つかを申し上げたわけですが、これらは自衛行動というものを軍事的な合理性というものを無視して、みずから極めて困難というよりも、その達成をほとんど不可能にしておるということを私はあえて指摘をさせていただいたわけでございます。……

大変長々と申し上げたわけですが、専守防衛はあくまでも我が憲法下、日本の防衛政策の基本であることを私も確信をしておる一人であります。この精神を貫かなければならないことは言うまでもないわけです。ただ、この我が憲法下の自衛行動の範囲についての解釈は自衛というものの原点に立って、その目的が達成されるように具体的に軍事的な合理性との接点が探究されなければならぬのじゃないか。そうでないと、自衛隊そのものがあるいは絵にかいたもちになりかねないし、国の存立を危うくすることにもなりかねないのだと深く憂うるわけです。……どうかこれについての総理の具体的かつ率直な御見

解を承りたい、このように思います。

○国務大臣（中曾根康弘君） 専守防衛という考え方は日本の憲法に根差しておりまして、それに基づいて当時国防の基本原則という五原則が決められております。これは現在も厳然として存在するものであります。その国防基本原則の上に立ちまして、受動的な戦略体制に徹して、この受動的な防衛戦略の基本に立って、しかも自衛権を全うするに値するだけの必要最小限の装備と力を持つ、そういう考えに立っておるものであります。

具体的な問題については今まで歴代の政府及び政府委員が国会で御答弁申し上げているとおりでございますが、基本的な点はやはり個別的自衛権の範囲でなければなりません。それからもう一つは、外国に脅威を与えるような侵略的な攻撃的兵器は持たない、そういう範囲内において日本の領土、領空、領海を守り抜く。しかも、想定されているものは、防衛計画の大綱におきましては、やはり限定的な非核の、小規模のいわば局所的な侵略に対抗して独力で撃攘できるという装備を持ちつつそれを果たす、そういうことが今行われておる防衛計画の大綱の基礎にある考え方、それはいわゆる基盤防衛力とも他面言われますが、そういう基本的構えと姿勢、運用というものを我々は専守防衛というふうに考えておるわけであります。

〔参・内閣委 昭六一・五・二〇〕
加藤防衛庁長官 答弁

○柳澤錬造君 ……それで、次には、これは防衛庁長官にお答えいただかなきゃならない。専守防衛、日本の国は。それで、政府がお考えの専守防衛といったらばどういふものかという、その辺の解説をしていただきたいと思います。

○国務大臣（加藤紘一君） ……御質問のありました専守防衛の点でございますけれども、これは言うな

（二口メモ）

れば極めて、我が方が自衛権を発動する際にはあくまでも攻撃を受けてから初めて自衛権を行使し、そしてその対応についても必要最小限であり、そしてまたそれに備えた防衛力の整備も必要最小限であるという意味の受動的な防衛体制を示すもの、そういった防衛体制の精神を示しているものだというふうに私たちは考えております、我が国の戦後の防衛政策の中で一番大きな基本的な政策の一つだと思っております。